

出雲市中小企業信用保証料補助金

出雲市では、中小企業の皆さまの負担を軽減するため、指定する島根県制度融資(裏面)を利用した際に、信用保証協会に対して支払われた信用保証料の一部を補助します。

「国の重点支援交付金地方交付金」を活用して
「協調支援型経営課題対応特別資金」も新たに補助対象となりました

※過年度に該当融資を受けた方も対象です。詳細は裏面をご覧ください。



補助対象者

指定する島根県制度融資を利用している次のどちらかに当てはまる方

- 出雲市に事業所を有する、または開設する予定のある市税の滞納をしていない法人
- 出雲市に住所を有し、出雲市内で事業を行っている市税の滞納をしていない個人事業主

補助申請の流れ

融資実行



信用保証協会から
「受入証明書」の発送



出雲市に補助申請



信用保証料の
一部補助

- 補助率、補助申請期限など詳細は裏面をご確認ください！
(受けられた融資によって補助率等に違いがあります。)

申請に必要な書類

- 出雲市中小企業信用保証料補助金申請書
- 信用保証料受入証明書
- 市税の滞納のない証明書
- 振込口座のわかるもの(通帳の写しなど)

※申請書の様式は出雲市ホームページに掲載しています



問合せ・申請先

〒693-8530 出雲市今市町 70 番地
出雲市役所 商工振興課 信用保証料補助金担当 宛
TEL. 0853-21-6572 平日 8:30~17:15

HPはこちら



出雲市 信用保証料補助金

検索

補助対象となる島根県制度融資

融資の種類	信用保証料の率	補助金の額
一般資金(運転資金・設備資金)	0.92%以下	2年分の信用保証料の1/2
	0.92%超	2年分の信用保証料の率から0.46%を減じた率を用いて算出した額
一般資金(借換資金)	すべての率	2年分の信用保証料の1/2(上限10万円)
小規模企業育成資金 小規模企業特別資金	0.84%以下	2年分の信用保証料の1/2
	0.84%超	2年分の信用保証料の率から0.42%を減じた率を用いて算出した額
創業者支援資金	すべての率	2年分の信用保証料の全額
経営改善長期借換資金	すべての率	2年分の信用保証料の全額(上限50万円)
経営力強化支援資金	すべての率	2年分の信用保証料の全額(上限50万円)
セーフティネット資金 (新型コロナウイルス感染症対策枠)	すべての率	2年分の信用保証料の全額(上限50万円)
収益力改善伴走支援資金	すべての率	2年分の信用保証料の全額(上限50万円)
協調支援型経営課題対応特別資金※	すべての率	2年分の信用保証料の全額(上限50万円)

補助申請期限

○協調支援型経営課題対応特別資金※

(1)令和7年4月～令和8年3月までに融資実行されたもの

令和8年12月25日(金) 必着

(2)令和8年4月～令和9年3月までに融資実行されたもの

令和9年3月31日(水) 必着

※受入証明書の発行が間に合わないなど、申請が間に合わない場合にはご相談ください。

○協調支援型経営課題対応特別資金以外の融資

融資実行から 24か月以内

よくあるご質問

Q.「信用保証料受入証明書」を紛失してしまいました。

A.信用保証協会へ再発行の手続きについて依頼してください。

Q.補助金額の計算方法がわかりません。

補助金額が不明です。

A.出雲市役所商工振興課へお問い合わせください。

Q.申請書の提出は郵送ですか、持参ですか。

A.どちらでも構いません。

